

平成26年度 第3回 役員会議事要旨

日 時 平成26年5月14日（水） 10時30分～11時32分

場 所 大学本部3階学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，吉田理事

陪席者 佐々木監事，後藤学長室長

- 学長から，平成26年度第1回，及び第2回役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 協議事項 】

- (1) 国立大学法人佐賀大学海洋エネルギー研究センター等における教育職員の任期制の実施に係る再任審査に関する内規（以下「内規」）の一部を改正する規程の制定について

学長から，本件は，労働契約法の改正による国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程の一部改正に伴い，所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで，人事課長から，改正の概要について，平成25年11月1日に「国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程」の一部改正が施行され，海洋エネルギー研究センター，低平地沿岸海域研究センター及び地域学歴史文化研究センターにおいて，任期を定めて雇用する教育職員及び任期の定めのない教育職員となった者に係る業績審査に関し見直しを行うこと，また，その内容について，国立大学法人佐賀大学における任期を定めて雇用する教育職員に関する規程第2条第5項各号の規定に基づく任期の定めのない教育職員となった者については業績審査を行わないこと，センターの設置期限の更新に伴う業績審査については必要に応じて簡略化できるよう改正する旨の説明があった。さらに，平成26年3月14日，25日，4月10日開催の各センター運営委員会において了承されている旨の説明があった。

任期の定めのない教育職員について業績審査を行わない理由は何か記述が必要ではないか，親規程である国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程に「必要と認めるときは業績審査を受ける」とあることに反するのではないかという意見があり，協議の結果，直近の教育研究評議会でも意見を聞いたうえで審議し，同評議会後の役員会で審議することとなった。

(2) 佐賀大学医学部附属病院規則の一部改正について

学長から、本件は、病院の現在の診療体制と病院規則との整合性を図ることに伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、医学部事務部長から改正の概要について、①医学部附属病院の診療科「リハビリテーション科」を「先進総合機能回復センター」に集約する、②中央診療施設等に、「周産母子部」、「人工透析室」を新たに加え、「地域医療支援センター」を外す、③佐賀大学医学部事務部事務分掌規程を削除する旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会で審議されることとなった。

(3) その他

特になし。

【 報告事項 】

(1) 損害賠償請求事件（いわゆる統一教会訴訟）の判決について

総務課長から、損害賠償請求事件の平成26年4月25日判決当日の報道関係者への配布資料に基づき、①大学は被告の言動について国家賠償法第1条により責任を負うとされた、②判決は原告側要求額の50分の1を支払うこととされた、③大学が行ってきたカルト対策は認められた旨、説明があった。大学側は国家賠償法適用について控訴し、原告側も控訴したことから、今後については5月20日に弁護団と打合せを行う旨の報告があった。

(2) 国立大学法人佐賀大学施設整備事業競争参加資格等審査委員会及び国立大学法人佐賀大学建設コンサルタント選定委員会委員の選任について

企画管理課長から、本件について、規程に基づき、九州大学新キャンパス計画推進室の准教授を再任し、佐賀県土づくり本部建築住宅課施設整備室室長の異動により後任室長を選任した旨の報告があった。

(3) 平成25年度就職状況について（5月9日現在）

就職支援課長から、本件について、5月9日現在の就職内定状況について、前回（4月18日）からの変動についての比較説明があった。学長から、教員が関与することで必ず就職率は上がる、就職率Bが90%未満の学部はヒアリングをする予定である、卒業後3年までをフォローする体制を整える旨の発言があった。

(4) 平成24年度大学改革推進等補助金の一部返還について

医学部事務部長から、本件について、平成24年度の補助金のうち、使用実績がない物品の経費の一部を文部科学省に返還した旨、報告があった。教員と事務の連携不足が原因であり、再発防止のため、今後は細やかな

体制をとるとの発言があった。

(5) その他
特になし。

【 その他 】

学長から、5月16日(金)、文部科学省において「機能強化等に関する意見交換」が行われる旨の発言があった。

以 上